◎新潟県告示第450号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟県障害者リハビリテーションセンター、新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター及び新潟県点字図書館

２　指定管理者となる団体の所在地及び名称

新潟市江南区亀田向陽一丁目９番１号

(福)県身連・(福)豊潤舎・(福)県視障協・県障スポ協グループ

３　指定の期間

平成26年４月１日から平成31年３月31日まで

４　指定年月日

平成26年３月27日